

熊本市電子入札（物品調達等）運用基準

制定	平成19年	5月18日	市長決裁
改正	平成19年	11月29日	総務局長決裁
	平成22年	3月25日	市長決裁
	平成22年	10月8日	契約検査室次長決裁
	平成24年	3月29日	総務局長決裁
	平成24年	6月8日	総務局長決裁
	平成27年	6月30日	契約検査総室検査監決裁
	平成29年	1月25日	市長決裁
	平成29年	6月9日	総務局長決裁

1. 趣旨

この運用基準は、別の定めがあるものを除くほか、熊本市が発注する物品の製造、買入れ、修理等の契約に係る熊本市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

案件の登録から落札者決定までの入札に関する事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。

(2) 入札情報公開サービスシステム

発注見通し、案件公告情報、入札及び契約の結果並びに有資格業者、指名停止措置状況等に関する情報をインターネット上に公開するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札（随意契約を含む。以下同じ。）をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した入札書（見積書を含む。以下同じ。）を使用して行う入札をいう。

(5) ICカード

電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(6) ユーザID

電子入札システムの利用者を識別するための符号をいう。

(7) パスワード

電子入札システムの正当な利用者であることを認証するために使用される文字列情報をいう。

(8) 入札参加者

熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱（平成13年10月1日施行）に

よる審査のうえ入札参加資格を有すると決定され、入札に参加している者をいう。

(9) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

3. システムの利用時間

入札参加者が電子入札システム及び入札情報公開サービスシステムを利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

1月1日から12月31日まで（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年9月14日条例第32号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の6時から24時まで（システムのメンテナンスに要する時間を除く。）

(2) 入札情報公開サービスシステム

1月1日から12月31日までの0時から24時まで（システムのメンテナンスに要する時間を除く。）

4. 電子入札案件の取扱い

4-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約
- (4) 定例見積

4-2 電子入札を実施する対象案件

電子入札システムにより実施する案件（以下「電子入札案件」という。）は、熊本市が電子入札で実施することを公告、指名通知書又は見積依頼書で明示した案件とする。

4-3 入札情報公開サービスシステムの取扱い

電子入札案件の案件公告情報、入札結果及び入札手続きに必要な事項等の公表は、原則として、入札情報公開サービスシステムにより行うものとする。

5. 電子入札案件の登録

5-1 入札公告、公表等

電子入札案件の公告等を行う場合には、当該案件が電子入札案件である旨を明示するものとする。

5-2 開札予定日時の設定

電子入札案件の開札予定日時は、次のとおり設定するものとする。

- (1) 入札方式が一般競争入札及び指名競争入札の場合は、原則として、入札書受付締切予定日の翌日（翌日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）とする。

(2) 入札方式が随意契約及び定例見積の場合は、原則として、入札書受付締切予定日とする。

5-3 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報の内容に錯誤が認められた場合は、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件について、直ちに競争入札参加資格確認申請書等（以下「参加申請書等」という。）の提出期限前にあつては参加申請書等の、入札書の提出期限前にあつては入札書の提出締切を行う。
- (2) 案件の修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。
- (3) 新規の案件として、改めて登録する。
- (4) 既に参加申請書等の提出があつた者（(5)に規定する者を除く。）に対しては、当該案件が錯誤案件である旨を電話又はファクシミリにより連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書等の提出を行うよう依頼する。
- (5) 既に入札書の提出があつた者に対しては、当該案件が錯誤案件であり、当該入札を行わず、提出された入札書は無効とし、開札しないことを電話又はファクシミリにより連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書等の提出を行うよう依頼する。

6. 添付ファイル

6-1 電子ファイルの作成基準

- (1) 入札参加者が参加申請書等に添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、PDF形式とする。
- (2) 1案件に添付するファイルの容量は、3MB以内とする。

6-2 郵送又は持参を認める基準

添付ファイルの容量が3MBを超える場合には、郵送又は持参による提出を認めるものとする。

6-3 郵送又持参の方法及び時間設定

- (1) 郵送又は持参により提出する場合は、次の内容を記載した電子ファイルを添付ファイルとして、電子入札システムにより提出するものとする。
 - ア 郵送又は持参する旨及び理由の表示
 - イ 郵送又は持参する書類の目録（文書名、用紙規格及びページ数）
 - ウ 郵送による場合はその方法及び発送日、持参による場合は持参日
- (2) 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留郵便によるものとし、ファクシミリ等によるものは認めないものとする。
- (3) 郵送又は持参により提出する場合の締切日時は、参加申請書等の受付締切予定日時と同じとする。

6-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

- (1) 入札参加者から提出された電子ファイルがウィルス感染していると判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
- (2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全にウィルス駆除が行われたと判

断される場合に限り認めるものとする。

7. 入札

7-1 入札書の記載、内訳書の添付

入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書又は内訳書の添付を指定した案件における内訳書が添付されていない入札書は、無効とする。

7-2 入札書等未到達の入札参加者の取扱い

入札書受付締切予定日時までに入札書等が到達していない場合は、当該入札参加者は入札を棄権したものとみなす。

7-3 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一旦提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。紙入札により電子入札案件に参加した場合も同様とする。

8. 開札

8-1 開札

開札は、開札予定日時以降速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録した後、開札を行うものとする。

8-2 内訳書の内容確認

入札書に添付された内訳書は、開札後に内容確認を行うものとする。

8-3 開札の遅延、延期又は中止の連絡

落札通知書等の発行が開札予定日時から著しく遅延する場合、開札を延期又は開札を中止する場合には、電子入札システム、電話又はファクシミリ等により、入札参加者へ連絡を行うものとする。

8-4 くじの取扱い

(1) 電子入札案件において、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、電子くじにより落札者の決定を行うものとする。

(2) 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻の数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。ただし、電子入札案件における紙入札については、入札書に任意に記入したくじ番号と企業名称の五十音順（昇順）に並べた入札書の内容を電子入札システムに登録した時刻の数字を使用し、電子くじを行うものとする。

9. 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

9-1 電子入札システム利用届の提出

電子入札案件に電子入札システムにより参加しようとする者は、あらかじめ熊本市電子入札システム利用届（様式第1号）を市に提出したうえで、電子入札システムによりICカードの利用者登録を行うものとする。

9-2 利用者登録状況報告書の提出

電子入札システムによりＩＣカードの利用者登録を行った者（以下「電子入札システム利用者」という。）は、熊本市電子入札システムＩＣカード登録状況報告書（様式第２号。以下「登録状況報告書」という。）により、登録した内容を市に報告しなければならない。

９－３ 電子入札システムに登録できるＩＣカード

- (1) 熊本市電子入札システムに登録することができるＩＣカードは、入札参加者が所有しているＩＣカードとする。
- (2) ＩＣカードの名義は、代表者又は代表者から入札、見積及び契約権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。
- (3) 受任者名義のＩＣカードは、事前に市に委任状を提出したものについてのみ認めるものとする。なお、復代理人については認めない。

９－４ ＩＣカードの登録

- (1) 同一企業による複数名義のＩＣカードを登録することは、認めないものとする。
- (2) 同一のＩＣカードを複数企業で登録することは、認めないものとする。
- (3) 同一名義のＩＣカードを複数登録することは、認めるものとする。

９－５ ＩＣカードの失効

電子入札システム利用者は、登録してあるＩＣカードが破損、紛失、失効等の理由で使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。

９－６ ＩＣカードの名義、住所等の変更

電子入札システム利用者は、ＩＣカードの企業名、企業住所、名義人、名義人住所等に変更があったために、登録してあるＩＣカードが使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。また、新規に取得したＩＣカードについては、電子入札システムにより更新登録を行うとともに、登録状況報告書を提出しなければならない。

９－７ ＩＣカード、ユーザＩＤ及びパスワードの管理等

- (1) ＩＣカード、ユーザＩＤ及びパスワードを適正に管理し、破損、紛失又は漏えい等のないように厳重に管理しなければならない。
- (2) ＩＣカードを紛失した場合は、速やかにＩＣカードを発行した認証局に連絡し、失効手続きを行わなければならない。
- (3) ユーザＩＤ又はパスワードを亡失した場合は、熊本市電子入札システムパスワード等再設定申請書（様式第５号）により申請を行うこと。

９－８ ＩＣカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がＩＣカード、ユーザＩＤ及びパスワードを不正に使用したことが判明したときは、当該入札への参加を認めず、落札決定後であれば、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約の解除等の措置をとるものとする。

９－９ 権限のない者のＩＣカードが使用された場合の取扱い

入札、見積及び契約権限のない者のＩＣカードを使用して提出された参加申請書等又は入札書は、無効とする。

１０．紙入札による電子入札案件への参加

１０－１ 紙入札による電子入札案件への参加基準

入札参加者が電子入札に対応するための準備を行っていると思われる場合には、当分の間、電子入札案件への紙入札による参加を認めるものとする。この場合において、電子入札案件に紙入札により参加しようとする者は、あらかじめ熊本市電子入札システム紙入札参加承認願（様式第3号）を市に郵送又は持参により提出し、承認を得なければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約において、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則102号）第5条第1項に規定する公告又は第6条第1項に規定する公示に係る競争入札に参加しようとする者で、第4条第1項の申請をする者については、この限りではない。

10-2 紙入札による電子入札案件への参加方法

(1) 参加申請書等の提出方法

ア 電子入札案件に紙入札により参加する場合の参加申請書等の提出方法は、郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ等によるものは認めないものとする。

イ 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留によるものとする。

ウ 郵送又は持参により提出する場合の締切日時は、参加申請書等の受付締切予定日時と同じとする。

(2) 入札書の提出方法

電子入札案件に紙入札により参加する場合の入札書の提出方法は、従来の物品の紙入札の方式で行うものとする。

10-3 電子入札システム利用者の紙入札への変更

(1) 入札参加者が次に掲げる事由に該当すると認められるときは、電子入札案件の当初又は手続きの途中から紙入札への変更を認めるものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる場合

イ 登録してあるICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得の準備をしている場合

ウ 名称、住所、代表者等の変更により、ICカードの再取得を準備している場合

(2) 電子入札システム利用者が、電子入札案件において紙入札に変更しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに熊本市電子入札システム紙入札移行承認願（様式第4号）を市に郵送又は持参により提出し、承認を得なければならない。

11. 発注者側のシステム障害時の対応

発注者側のシステムに障害が発生し、開札が実施できない場合は、次の措置をとるものとする。

(1) 短時間で障害が復旧する見込みがある場合は、入札書受付締切予定日時、開札予定日時等を延長し、直ちに入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するものとする。

(2) 障害の復旧に長時間を要し、変更後の入札書受付締切予定日時及び開札予定日時を決定できない場合は、入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するものとする。変更後の入札書受付締切予定日時及び開札予定日時については、決定後速やかに同様の方

法で連絡するものとする。

- (3) 当分の間、障害復旧の見込みがない場合は、紙入札に変更し、直ちに入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するものとする。

1 2. 入札参加者側のシステム障害時等の対応

- (1) 入札参加者より、システム障害のために電子入札システムを利用できない旨の申し出があった場合は、障害の原因、内容、復旧見込み等について調査確認を行うものとする。
- (2) 調査の結果、天災、停電、通信障害等の入札参加者に起因しない原因により、一部又は全部の入札参加者側のシステムに障害が発生した場合は、1 1. 発注者側のシステム障害時の対応に準じた措置をとることができるものとする。

附 則

この運用基準は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年8月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名するものについて適用する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行し、一般競争入札及び定例見積にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名するもの、随意契約にあっては同日以降に見積依頼するものについて適用する。

附 則

この運用基準は、平成29年7月1日から施行する。